

第10章

スリランカの環境法と行政制度

安田 信之

I 環境問題の特徴

スリランカはインド洋に位置する面積6万5600平方キロメートルという北海道より小さな東西43キロメートル、南北225キロメートルの縦長の島国である。その地理的区分としては、雨量によって大きくドライ・ゾーン、中間地およびウエット・ゾーンの3地域に分けられる。地形的には、1585キロメートルという広大な海岸線と豊かな海洋資源をもつ海岸部、1524メートルの最高峰ピドゥルターーガラ峰を頂き国内の河川の水源地を構成する中央高地、この高地から海岸線に向かう最も人口密度の高いウエット・ゾーンである南西部、森林資源に富む丘陵地帯からなる東南低地、およびシリギアなど古代水力文明の中心であった北中央低地というように、多様な景観と豊かな自然資源を擁している。気候も、その地形的多様性を反映して、年間を通じて27度という低地地帯から、平均気温15度でしかも冬期には結氷もみられる場所もある高地に至るまで多様であり、季節もかなり変化する。

この結果、9～10月のサイクロン期には東部、北部および北中央部を中心に洪水や土砂崩れさらには海岸部の侵食という被害をもたらしてきた。この100年間の人口の急上昇（1871年の人口センサスでは240万であった人口は1951年で約800万、90年には1699万人に急増している）とその結果としての急速な森林破壊

(1880年には国土の84%を占めていた森林が1956年で44%, 89年には24%〔最近の統計では22%〕に減少している), さらに海岸部ではマングローブや珊瑚の乱獲や乱開発による生態系の破壊により, この被害は次第に大きくなりつつある。また, 中央高地地帯を中心とするプランテーション活動の進展は土壌侵食や農業・化学肥料の汚染をもたらし, これが下流地域の飲料水, 灌漑などに深刻な影響を及ぼしつつある。スリランカは, 現在でも農村人口が80%, 農業人口が45%を占めており, このような過度の農業・農村への負担に加えて, 土地制度の不備は焼き畑などによる森林や水資源の破壊につながっている。「国家環境行動計画」はこれらの自然環境の保護をめざして包括的な政策提言を行なっているが, 森林の破壊と土壌侵食はスリランカで最も重要な環境問題とされている。⁽¹⁾

しかし, これと並んで, 独立後進められている工業化のいわば当然の結果である産業公害, それと並行して進行する都市化による生活公害も次第に深刻化しつつある。前者については, 1960~70年代の工業化の中心であった国営の石油, セメントなどのプラントは設備の老朽化から現在では大きな公害源となりつつあり, 他方で80年代末からの自由化路線によって奨励された内外の中小企業もまた新しい汚染の問題を生じつつある。さらに伝統的な精米, 天然ゴム, 皮なめし工業などによる公害も問題となっている。

都市公害に関しては, 現在のところ首都コロンボが中心である。急速な都市化にともなう自動車などの排気ガスや騒音公害という先進国と共通する問題から, ケラニ川やベイラ湖の汚染など, 都市インフラの欠如によるし尿やごみの処理, 飲料水, さらに居住・衛生環境一般という第三世界に共通する問題にいたるまで, およそあらゆるレベルの環境問題に逢着している。

このような問題が明確なかたちで認識されたのは1980年代に入ってからであるといつてよい。これについては他の諸国以上に国内・国際的な環境NGOが大きな役割を果たしている。その中でも, 81年に数人の法学生によって設立されたEnvironmental Foundation Ltd.は, 現在では15人の常勤職員と6人の非常勤コンサルタントを擁し, 環境訴訟をてがけるとともに, カナ

ダのCIDAの援助を得てコロomboの水問題に関する報告書をまとめるなど、環境問題に積極的に取り組んでいる。また、92年初に設立されたNAREPP (Natural Resources and Environmental Policy Project) は、アメリカを中心とするInternational Resources Groupと連携しながら、アメリカのUSAIDの環境援助のいわば受け皿機関として、現在進行中の環境影響評価の制度化に主導的な役割を演じている。中央環境庁は、その機構についてみるように、このようなNGOと密接に協力しながら政策を策定し、実施している。この点に、スリランカの環境問題に関する政策の特徴があるといえるかもしれない。

II 環境政策

1. 概観

スリランカの現行の環境政策に関する基本文書は、1991年10月に環境・国会省 (Ministry of Environment and Parliamentary Affairs) により策定された「国家環境行動計画 1992～96年」 (National Environmental Action Plan, 1992-1996) である。⁽²⁾ この行動計画の策定にいたる過程は以下のとおりである。

1982年11月に「自然および自然資源の保存のための国際同盟」 (IUCN) は「世界自然保存戦略」の策定を呼びかけた。これに応じて、当時のジャヤワルダナ大統領は、プレマダサ首相 (後に大統領, 1993年, 在職中に暗殺された) の諮問により、スリランカの「国家保存戦略」 (National Conservation Strategy) の策定のためのタスクフォースを設置した。このタスクフォースは、1980年 国家環境法 (National Environment Act) により設置された中央環境庁 (Central Environmental Authority, 以下CEAと略す) の長官を長とし、関係各省からの代表10名により構成されていた。タスクフォースは、USAIDの援助を得て、6年に及ぶ関係省庁および公衆からの意見を聴取の後、88年12月には「国家保存戦略」を公表した。この文書は、(1)環境概観、(2)持続的発展のための生態

系の管理，(3)環境を含む人間活動，(4)環境保護に対する制約と持続的発展，(5)戦略，(6)実施という6部21章に分けて，スリランカの環境政策の基本政策を全般的に掲げている。⁽³⁾

その後，CEAによって，この基本戦略に基づく行動計画の策定作業が続けられ，1990年11月にはドラフトが作成された。⁽⁴⁾このドラフトは，水および海洋資源，土地資源（生物学的），土地資源（非生物学的），工業およびエネルギー，人間居住環境ならびに教育および文化資源に分け，その問題点，行動およびその機関という項目を設けて，各セクターごとに詳細な行動計画を提案している。

冒頭で述べた「国家環境行動計画」は，これらをいわば集大成したものであり，その序文として掲げられた環境大臣からのメッセージによれば，(a)CEAが作成した国家保存政策の実行計画，(b)政府が世銀とともに作成した環境計画，および(c)1992年のブラジルでのUNCEDへのスリランカのナショナル・レポートをかねている。⁽⁵⁾

なお，現在この行動計画をさらにブレイクダウンした実施機関による政策文書が作成されつつある，といわれる。⁽⁶⁾

2. 行動計画の概要

行動計画は，基本的には1990年の草案の線に沿って，それをさらに敷衍するかたちで構成されている。主要項目を掲げると，土地資源，水資源，沿海資源，森林，生物的多様性および野生，都市公害，産業公害，エネルギー，環境教育ならびに文化となっている。行動計画は，各項目別に当該分野における問題の現状が簡明に述べられており，それ自体スリランカの環境問題を知るうえで重要な資料といえる。そのすべてについて紹介することは不可能なので，ここでは，土地，水，都市公害および産業公害に限定して，その内容を簡単に紹介しておこう。

(1) 土地

スリランカでは人口の80%が農村部に居住しており、45%が農業で生計を立てている。しかも656万ヘクタールの国土に1700万の人口を擁しており、アジアでも最もちゅう密な人口を有している。過去100年間で1人当りの土地面積は2.7ヘクタールから0.38ヘクタールに減少している。この結果として森林の減少も甚だしく、1900年には国土の70%を占めていた森林は、56年には44%、今日では22%に減少している。このような前提にたって、行動計画は、(1)土壤侵食による農業生産性の低下、(2)焼き畑耕作の問題、(3)水資源函養地帯の土地侵奪、(4)茶生産地の地質劣化、(5)借地制度と土壤劣化、(6)土地利用計画の問題、(7)高地の保全、(8)自然災害の管理、(9)縦割行政と法の執行上の問題、という9点にわたって土地をめぐる環境問題について検討し、その改善方法を提示している。

(2) 水資源

初期のいわゆる水力文明の時代にあっては、スリランカの人々はドライ・ゾーンで生活し、高地からの水を管理するために灌漑制度を発展させてきた。このようなシステムは12世紀にはさまざまな理由から崩壊し、灌漑が再び積極化するのは18世紀に入ってからである。現在では灌漑は公共投資の10%を占めているが、農地の22%が灌漑されているにすぎない。現在の最大の問題は、利用可能水量の不足、水質の悪化とその結果としての健康上の問題の発生である。このような視点から、行動計画は、(イ)水資源マスター・プランの早急な策定と実施を含む水管理、(ロ)農業汚染などのモニタリングや管理体制の強化などの水質悪化の軽減措置、(ハ)灌漑の結果として生ずる環境の悪化の防止措置等に関して、各々の問題を検討し、その改革について提案している。

(3) 都市公害

スリランカの都市人口比率は21%であり、他のアジア諸国に比べて都市への人口集中はそれほど高いわけではない。それでも、コロンボの人口は50万

に達しており、他の10都市地域では5万未満であることからすれば、都市環境をめぐる問題の大半はコロンボに関するものであるとよい。1970年代のコロンボの人口成長は10～40%であったところからも、同市が急速に膨張したことが理解できる。現在では工業施設の80%、登録車の60%が同市に属している。この結果として都市環境の悪化も深刻である。旧市街の劣化ばかりでなく公害地域が拡大するのに対してインフラストラクチャーが追いつかないという状況もみられる。下水道の完備率は市内で60%であるのに対して、新市街化地域では25%にすぎない。22%の家庭が汚水浄化槽を有するにすぎず、10～15%の家庭にはトイレットがなく、汚水が垂れ流されている。人口の半数は低所得状態にあり、居住環境は悪く、結果としてコロンボ地区の3分の1近くの人口が汚水による疾病の危険に直面している。また汚水処理施設はなく、直接海洋へ放出されているが、この結果沿岸地域の汚染が問題となりつつある。

家庭からの固形廃棄物も急速に増加しているにもかかわらず、その90%が家庭内で臨時的に処分されており、低地へのゴミ投棄は、水質の悪化や水路閉塞による洪水被害の拡大の原因となっている。

行動計画は、このような視点から、(1)家庭内汚水・ゴミ処理システムの拡充に加えて、(2)都市低地の排水設備の完備と水質管理の徹底、および(3)都市計画への環境配慮の制度化の必要性について、さまざまな提案を行なっている。⁽⁷⁾

(4) 産業公害

製造業はスリランカのGNPの20%弱を占めるにすぎない。これらは、石油、セメントや製紙など主として公共部門によって所有される1960年代の技術にいまだに依存している装置産業と、77年の自由化以降急速に発展しつつある民間による繊維などの中小工業に分けられる。政府は、89年には新工業政策(NIP)を発表し、公共部門の規制緩和と分権化や競争システムの導入によって、工業発展を推し進めようとしており、これとともに環境保護も重要

な課題となりつつある。

中小企業の80%が集中しているコロンボとそれに隣接するガンパハ地区では、工場排水による水質汚染が問題となっている。これらの地区から汚水が排水されるケラニ川は同時に同地区の飲料水源でもある。限られたデータからもその汚染の傾向があきらかにみられる。また、大気についてもコロンボ市はもとより、プタラムやゴールなどのセメント工場による汚染もみられる。しかし水質汚染の解決が最も緊急な課題である。

環境規制システムについては、後述するように、1988年の国家環境法の改正によって環境保護ライセンス制度、環境基準の設定とその違反に対する刑事罰の採用と環境影響評価の制度化が行なわれている。ライセンス制度については90年に制定された規則により実施段階にあり、環境基準についても検討が進められている。環境影響評価についてもすでに規則が制定されており、現在その具体的内容が検討されている⁽⁸⁾。しかし、その実態はきわめて不完全であるとして、(イ)特に市街地域における工場立地について、都市開発庁によるゾーニング規制と環境影響評価の強化、(ロ)現行の排出規制の見直しと規制の漸次的強化および汚染規制施設に対する資金援助などの誘致措置、(ハ)産業廃棄物の処理技術の開発とその普及、(ニ)特にケラニ川流域を中心とする水質モニタリング・システムの拡張についての具体的な政策指針を提示している。

3. 政策の実施

行動計画に従って、中央環境庁は、1992年に環境保護5カ年計画ともいべき“Corporate Plan, 1992-1996”を公表した。この文書は、環境影響評価手続、環境保護ライセンス制度や環境基準設置、さらにアスベストスの利用をめぐる問題、ケラニ川での砂利採掘や湿地帯の生態系等に関する調査や植林キャンペーン等の環境保護活動を概括し、環境意識向上、公衆の参加、環境教育および国家環境情報システムに関する行動計画、産業公害規制、環境

基準、水質のモニタリングとその改善、有害物質の管理、沿岸汚染、家庭・固形廃棄物の処理という環境保護計画、土地、鉱物、野生や水産資源等の天然資源管理計画、さらに環境影響評価制度や環境立法等に関する5カ年計画を、個々のプロジェクトごとに年間予算を掲げている。現在、この計画に従って、CEAを中心に環境政策の調整と実施が行われている。

Ⅲ 環境行政

1. 概 観

1982年法は、環境行政に関する政策調整機関として「中央環境庁」(Central Environment Authority: CEA)を設置していた。もっとも、当時は環境問題を取り扱う独立した省は存在せず、そのころからそのような機関の設置の必要性が強調されていた⁽⁹⁾。1988年の法改正によって、CEAは、広範な規制権限を与えられるにいたった。これを受けて、その監督省として、1990年には、環境・国会省 (Ministry of Environment and Parliament Affairs) と企画省 (Project Ministry) たる環境省 (Ministry of Environment, 同省は大臣と次官に加えて1人のスタッフを有するにすぎない) がおかれ、CEAは環境・国会省の一機関とされるにいたった。

これとは別に、環境保護に関する計画面では、政策企画・実施省 (Ministry of Policy Planning and Implementation) のもとに、国家計画局 (National Planning Department) がおかれ、公共投資計画に際しての環境ガイドラインを作成するものとされている⁽¹⁰⁾。

これらの関係省庁の調整機関として、1990年に、環境・国会省および政策企画・実施省の次官を共同議長とし、関係各省の代表者からなる「国家環境運営委員会」(National Environmental Steering Committee) が設置されている。この委員会は、毎月開催され、環境行動計画など環境基本政策の審査などを

行なっている。現在では、この委員会ないしその議長を担当する上記2省間で政策立案・調整が行なわれ、そのもとでCEAを中心に、具体的な政策が実施されているといつてよい。

しかし、これに加えて、いまだ関係各省庁が個々の具体的なレベルでの環境に関係する規制権限を有しているのが現状であり、例えば土地問題に関係する国家機関だけでも30を優に超え、土地と水に関する重要な機関だけでも、総計60と指摘されている。⁽¹¹⁾

ここでは、以下CEAの組織と権限を中心に、スリランカの環境行政について概観する。

2. CEAの機構

CEAは、国家環境法によって設置された合議体であり、独立の法人格を有する(第2条)。それは、大統領が主務大臣と協議して任命する3人の委員からなる。そのうちの2人は環境問題について十分な知識と能力を有し、うち1人は環境行政能力と経験を有することを要し、大統領は3人の委員のうち1人を長官(Chairman)に任命する(第3条)。

委員の任期は3年であるが、再任が認められる。国会議員に選出されまたはスリランカ国籍を喪失した場合には欠格とされる。委員に肉体的・精神的無能力などの一定事由のある場合には、大統領は、主務大臣と協議のうえ、当該委員を解任することができる。委員はいつでも大統領に書面を提出することにより辞任することができる(第8条)。

CEAは独立した法人として独自の印(seal)を保持し(第4条)、また訴訟の主体となりうる(第2条)。当然に独自の基金(Fund)を有することができる。基金の多くは国庫より支出されるが、興味深い点は、その他の財源として、権限行使に際して支払われる手数料収入や借入に加えて、スリランカ内外からの寄付や贈与も含まれていることである。法は当座の資本金を2000万ルピーとし、これが上記の基金に組み込まれると定めている(第5条)。CEA

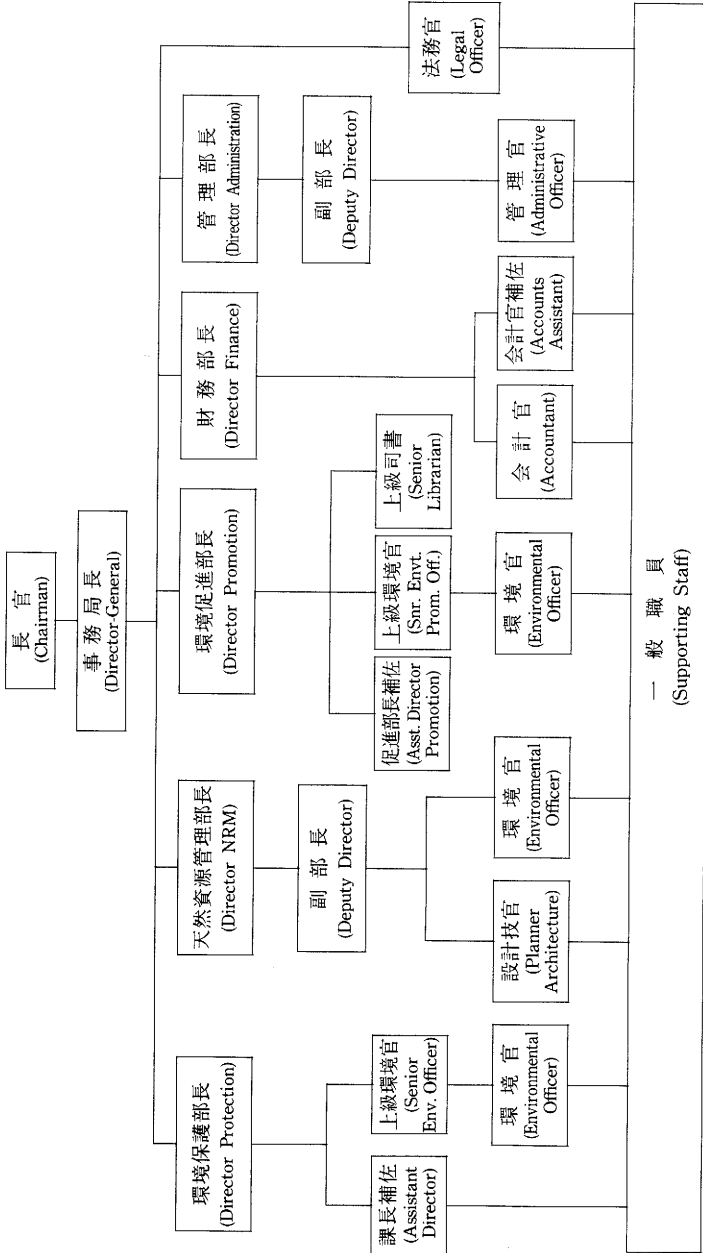
は、その収支に関する帳簿の備置義務を有し、暦年を会計年度として会計検査院の監査に服するとともに、国会に対して、その活動に関する年次報告書の提出義務を負う（第7条）。この意味では、CEAは純粋な政府行政機構とはいえ、法により権限を委譲された半政府機関としても位置づけることができる。

上記のようにCEAは3人の委員により構成される合議体であり、後述するCEAの権限は、この合議体により行使されるが、⁽¹²⁾法は、長官の下で日常業務を担当する職員について規定している。その頂点にたつ者が、事務局長⁽¹³⁾（Director General）である。事務局長は、主務大臣により任命され、CEAのチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（Chief Executive Officer）である。その義務は、長官の一般的指示に従い、CEAの業務、その組織および権限等の執行、ならびにその職員の管理と監督を行なうものとされている、さらに事務局長はCEAの秘書役（Secretary）とされ、その資格で発言することができるが、評決に参加することはできない（同第13条）。CEAは、独自の職員を採用することができるが、これとともに中央・地方の公務員のCEAへの出向に関する規定もおかれている。

現在のCEAの内部機構は、事務局長が長官の指示にしたがいながら内部事項を掌握し、彼のもとに、環境保護部（Environmental Protection Division）、天然資源管理部（Natural Resources Management Division）、環境促進部（Environmental Promotion Division）、財務部（Financial Division）および管理部（Administration Division）の4部がおかれ、1992年現在122人の職員（うち46人が専門職員）よりなっている⁽¹⁴⁾（図10-1参照）。

CEAは、各県（administrative district）レベルに、県知事を長とする県環境局（District Environment Agency）を設置し、必要と考える権限をこの局に移譲することができる（第9条）。同局には、現在、県レベルの環境・天然資源データや情報の収集、CEAの行動計画のモニター、公私の活動の環境的影響の調査と改善の提案、CEAの紹介する環境問題の調査、環境に関する広報活動等7項目の権限が移譲されている⁽¹⁵⁾。

図10-1 CEA 機構図



(出所) Central Environmental Authority (CEA), *Corporate Plan, 1992-96*, p. 239.

3. CEAの権限

CEAの権限・義務については、法は以下のような広範な規定をおいている（第10条）。

- (a) この法律およびそれに基づく規則を施行すること。
- (b) 主務大臣に、国家環境政策および一切の環境保護基準について勧告すること。
- (c) 環境汚染（pollution）の原因、性質、範囲および防止に関する調査を行ない、類似の調査につき他機関を援助しまたこれと協力すること。
- (d) 環境悪化またはその防止に関する調査の実施、促進また調整を行ない、環境の保護と改善のための基準を開発すること。
- (e) 環境の有益な利用の保護およびその質の維持のための水準、規範および基準を定めること。
- (f) 環境への廃棄物ないし汚染物質の排出ならびに環境質の保護および改善に関する全規制活動の調整を行なうこと。
- (g) 環境全体またはその一部に対して危険または潜在的に危険である廃棄物、排出物、堆積物その他の汚染源の量、種類、構成などを規制し、維持し、かつ監督すること。
- (h) 環境に関する提案の有益および有害な影響の評価に関して、新規計画および既存の計画の変更ないし廃止のための提案の提出を要求すること。
- (i) 地方当局に対してその管轄内にある環境保護に関する勧告を遵守しまたはそれを実効ならしめるように要求すること。
- (j) その機能の実施を援助するための特別の委員会を任命すること。
- (k) 環境の保護および管理の一切の側面に関する報告書および情報を公表すること。
- (l) この法律の遵守を確保するための調査および検査を行ない、またその不遵守に関する苦情を調査すること。

- (m) この法律に関するサンプルの取得および試験の実施方法を定めること。
- (n) 環境の保護と改善に関して公衆に対して情報と教育を提供すること。
- (o) 環境保護および管理に関して他の諸国および国際機関との関係を樹立し、維持すること。
- (p) 主務大臣に環境の保護と管理に関する事項、環境に関する既存の立法につき望ましいと考える改正および主務大臣の紹介事項につき報告すること。
- (a) 環境保護・管理についての長期計画を促進し、奨励し、調整した実施すること。
- (r) 残余物の転換と再利用の方法を奨励し、促進しかつ実効ならしめること。

法は、また、第3章環境管理として、CEAに対して、土地管理・土地利用(第15-16条)、天然資源の管理・保存(第17条)、漁業・水産資源の管理(第18-19条)、野生の管理(第20条)、森林管理(第21条)、土壌保護(第22条)について、環境協議会(後述)および関係各省と協議して、環境保護の視点から政策を立案する権限を与えている。

CEAは、1988年改正の結果として、単なる環境行政の調整ばかりではなく、上記(f)、(g)、(h)および(i)にみるように、具体的な規制権限も有するにいたっている。これらの権限は、同改正によって新設された、第4A章環境保護に関する環境ライセンスの発給権、第4B章環境質に定める環境基準の設定・施行権および第4C章計画の承認による環境影響評価の法制化によって、具体的に定められている(これらについては次節で詳述する)。

CEAは、環境保護の視点から、地方当局に対して必要と考える指示を行なう権限を有し、地方当局はそれに従う義務を負う(第12条)とされる。

4. 環境協議会 (Environmental Council)

環境協議会は、CEAに対して一般的におよびその諮問する事項について助言することを目的として設置され、関係各省庁からの代表、大コロンボ経済委員会（現在の外国投資委員会）およびCEA事務局長という官庁サイドから21人、ならびに環境NGO代表7人およびその他専門家2人の合計30人の委員によって構成される（第7条）。主務大臣がその会長を含むメンバーの任免権を有し、またこれらのメンバーはCEAの委員とほぼ同様の資格要件に従う。会議の定足数は7人と定められ、年に少なくとも4回CEAの指定する日時および場所で開催される（第8条）。

Ⅳ 環境法

1. 環境法制の概観

1978年に制定されたスリランカの憲法の第27条は国家の政策指導原則について定めている。その第14項は「国家は社会の利益のために、環境を保護し、保存し、かつ改善しなければならない」と規定しており、この規定が環境法制の憲法上の授権規定とされる。⁽¹⁶⁾

これに基づき環境に関する基本法として、1980年に「国家環境法」(National Environment Act)が制定された。この法律は、「中央環境庁」(Central Environment Authority: CEA)を設置し、その組織を定め、これに環境行政に関する基本政策を策定する権限を与えるとともに土地利用、自然資源、漁業、野生、森林管理および土壌について基本的政策の立案を行なう旨定めている。もっとも、そこで中心的な機関とされるCEAは、当時は単なる政策調整機構ともいべきものであり、具体的な政策の実施権は与えられていなかった。⁽¹⁷⁾

この状況は1988年の法改正によって大幅に改善された。この改正は、新しく環境保護（第4A章）、環境の質（第4B章）および計画の認可（第4C章）を設け、それぞれ、事業についての環境ライセンスの取得、環境基準の設定および環境アセスメントの義務づけについて規定するとともに、CEAを環境行政に関する政策の実施・監督機関とするにいたった。この改正により、同法は包括的な環境保護・規制法としての性格を有するようになったのである。このうち環境ライセンスと環境基準の設定については90年に施行規則が制定され、すでに実施されているが、最後の環境影響評価については、現地調査段階（92年9月末）では規則によるガイドラインの作成の最終段階にあった。

国家環境法は「環境行政」に関わる基本法というべきものであって、環境問題をめぐっては、それ以前のいわば「警察行政」段階から多くの個別法が制定されており、これに基づくさまざまな規制も広義の環境規制をかたちづけている。なかでも、都市開発に関する「都市開発庁法」(Urban Development Authority Act)、土壌侵食の防止を目的とする「土地保全法」(Soil Conservation Act)、海岸部への立地やその汚染を規制する「海岸保存法」(Coastal Conservation Act)や「海洋汚染防止法」(Marine Pollution Prevention Act)、さらに外資に関する環境規制を含む包括的な立法の一を占めつつある「大コロンボ経済委員会法」(Greater Colombo Economic Commission Act)、さらに「森林条例」(Forest Ordinance)や最近制定された「国家遺産野生地域法」(National Heritage Wilderness Area Act)等に基づくさまざまな規制が環境をめぐる法制の重要な部分を構成している。

これらすべてについて検討することは紙幅の制限もあり、本稿では、国家環境法上の諸規制を中心に述べ、これらの諸法については必要な限りで言及するにとどめたい。なお、表10-1に関連法規リストを掲げておく。

2. 環境保護ライセンス

1988年の法改正のもっとも重要な点の一つは、CEAに対して環境保護と

表10-1 スリランカ環境関係立法

法 令	汚 染 防 止		自然資源管理		環 境 計 画		手 続
	大騒排海文調 岸 水	海 音 氣 洋 化 査	土 森 海 公 鑑 調 岸 園 水 海 野	土 森 海 公 鑑 調 岸 園 水 海 野	土 經 保 伝 教 調 環 境 影 響 調 査	地 ・ 利 社 保 文 用 会 存 護 化 査 査	
1 Crown Lands Ordinance (1947)	×	×	×	×	×	×	×
2 Thorough Fares Ordinance (No.10 of 1861)		×	×	×	×	×	×
3 River Valleys D. B. Act (No.6 of 1965)	×		×	×	×	×	×
4 Water Resources Board (No.29 of 1964)	×	×	×	×	×	×	×
5 Nuisance Ordinance (1964)	×	×	×	×	×	×	×
6 CMC Water Works Ordinance (1907)			×			×	×
7 Mines and Minerals Law (1947)				×	×	×	×
8 Soil Conservation Act (1951)			×	×	×	×	×
9 Fauna and Flora Protection Ordinance (1937)			×	×	×	×	×
10 Water Hyacinth Ordinance (1909)	×		×	×	×	×	×
11 Plant Protection Ordinance (1924)	×		×	×	×	×	×
12 Forest Ordinance (1907)	×		×	×	×	×	×
13 Felling of Trees Ordinance (1951)			×			×	×
14 Fishing Ordinance (1940)	×					×	×
15 Chank Fisheries Act (1890/1953)		×				×	×
16 Pearl Fisheries Act (1925)	×					×	×
17 Penal Code SEC : 271 (1883)	×	×				×	×
18 Housing and Town Improvement Ord.(1915)		×				×	×

19 Town and Country Planning Ordinance (1946)	X				X	X X X X	X X X X	X X X X X
20 Tourist Development Act (14 of 1968)		X				X X X X	X X X X	X X X X
21 Irrigation Ordinance (1900)						X X X X	X X X X	X X X X
22 Ayurveda Act (31 of 1961)			X			X	X	X
23 Ceylon Tourist Board Act (10 of 1968)						X		
24 Ceylon Electricity Board Act (17 of 1967)						X X		
25 Atomic Energy Authority Act (19 of 1969)			X			X X X X	X X X X	X X X X
26 Mahaweli Development Board Act (14 of 1970)		X	X			X X X X	X X X X	X X X X
27 State Gem Corporation Act (13 of 1971)		X	X			X X X X	X X X X	X X X X
28 Coconut Development Act (46 of 1971)						X		
29 Agrarian Research and Training Ins. (5 of 1972)			X			X X X X	X X X X	X X X X
30 Agricultural Productivity Law (2 of 1972)						X X X X	X X X X	X X X X
31 Sri Lanka Fruit Board							X	
32 Agricultural Lands Law (42 of 1973)						X X X X	X X X X	X X X X
33 National Water Supply and Drainage Board (2 of 1974)						X X X X	X X X X	X X X X
34 National Science Council Law (19 of 1968)	X	X			X	X X X X	X X X X	X X X X
35 Maritime Zone Law (22 of 1976)						X X X X	X X X X	X X X X
36 Wells and Pits Ordinance (1864)						X X		
37 Factories Ordinance (1942)	X	X				X X	X	X
38 Gas Ordinance (1869)						X X		
39 Petroleum Ordinance (1887)						X X		
40 Urban Development Authority Law (41 of 1978)						X X X X	X X X X	X X X X
41 Control of Pesticides Act (33 of 1980)						X X X X	X X X X	X X X X
42 Cosmetics, Devices and Drugs Act (27 of 1980)	X					X X X X	X X X X	X X X X
43 Food Act (26 of 1980)						X X X X	X X X X	X X X X
44 National Environmental Act (47 of 1980)	X	X				X X X X	X X X X	X X X X
45 Coast Conservation Act (57 of 1981)	X	X				X X X X	X X X X	X X X X
46 Marine Pollution Prevention Act (59 of 1981)	X	X				X X X X	X X X X	X X X X
47 National Aquatic Resources, Research and Development Agency Act (54 of 1981)	X	X				X X X X	X X X X	X X X X
48 National Resources, Energy and Science Authority of Sri Lanka Act (78 of 1981)	X	X				X X X X	X X X X	X X X X

(出所) Aliapperma W. D., ESCAP: Country Monograph on Institutional and Legislative Framework on Environment, Sri Lanka, Nov. 1983, pp. 87-89.

いう視点から、一切の事業活動についてライセンスの交付権が認められたことである。新しく設けられた第23A条は主務大臣が官報に告示する日以降、いかなる者も、CEAよりライセンスを取得しかつ法の定める基準に合致する場合を除き、環境の汚染の原因となる廃棄物を排出（emit, deposit, or discharge）してはならない、と定める。法は、さらにCEAのライセンス交付の要件と手続（第23B条）、CEAの他の関係政府部局への照会（第23C条）、ライセンスの停止または取消（第23D条）およびライセンス拒絶等の場合の不服申し立て（第23E条）について規定している。

この規定に従い、1990年1月8日に「国家環境（保護・質）規則」(National Environment <Protection and Quality> Regulations) が制定されている。この規則およびそれに基づくガイドライン⁽¹⁸⁾にそってライセンス（同規則によれば正式には「環境保護ライセンス」〔Environmental Protection Licence〕と称される）申請手続を概略すれば以下のとおりである。

(1) ライセンス申請基準

規則は施行日（ガイドラインによれば1990年7月1日）以降、環境への汚染を生ぜしめる廃棄物の排出および騒音の発生を禁止し、その例外としてCEAのライセンスを受けていること、および第1付則に掲げる基準に従っていること、と定めている。第1付則には、表10—2に掲げるように、「内水面への排出物に関する一般基準」、「灌漑目的での土地への産業排出物に関する許容限度」、「沿岸地域への産業および生活排出物に関する許容限度」、「内水面へのゴム工場からの排出物に関する許容限度」、「内水面への繊維工場からの排出物に関する許容限度」、および「皮なめし産業からの排出物に関する許容限度」⁽¹⁹⁾につき詳しい基準が設定されている。

この付則に基準の定めていないものに関する申請がある場合には、CEAはそのメリットに基づいて決定することができるが、この場合、CEAが環境保護の視点からなす指示に従うことが要求される（規則第4条）。

なお、CEAは、精米所、製材所、シナモン加工業、アグロ・ベース工業な

表10-2 環境基準値

(1) 内水面への排水物に関する一般基準

No.	要 因	許 容 限 度
1	Total Suspended Solids, mg/ℓ, max.	50
2	Particle size of total suspended solids	shall pass sieve of aperture size
3	pH value at ambient temperature	850 micro m. 6.0 to 8.5
4	Biochemical Oxygen Demand-BOD ₅ in 5 days at 20° C, mg/ℓ, max.	30
5	Temperature of discharge	shall not exceed 40° C in any Section of the Stream within 15m down stream from the effluent outlet.
6	Oils and greases, mg/ℓ, max.	10.0
7	Phenolic Compounds(as phenolic OH) mg/ℓ, max.	1.0
8	Cyandos as (CN) mg/ℓ, max.	0.2
9	Sulfides, mg/ℓ, max.	2.0
10	Flourides, mg/ℓ, max.	2.0
11	Total residual chlorine mg/ℓ, max.	1.0
12	Arsenic, mg/ℓ, max.	0.2
13	Cadmium total, mg/ℓ, max.	0.1
14	Chromium total, mg/ℓ, max.	0.1
15	Copper total, mg/ℓ, max.	3.0
16	Lead, total, mg/ℓ, max.	0.1
17	Mercury total, mg/ℓ, max.	0.0005
18	Nickel total, mg/ℓ, max.	3.0
19	Selenium total, mg/ℓ, max.	0.05
20	Zinc total, mg/ℓ, max.	5.0
21	Ammoniacal nitrogen, mg/ℓ, max.	50.0
22	Pesticides	undetectable
23	Radio active material	
	(a) Alpha-emitters micro curie/mℓ	10 ⁻⁷
	(b) Beta-emitters micro curie/mℓ	10 ⁻⁸
24	Chemical Oxygen Demand (COD), mg/ℓ, max.	2.50

(2) 灌漑目的での土地への産業排出物に関する許容限度

No.	要 因	許 容 限 度
1	Total dissolved solid, mg/ℓ, max.	2,100
2	pH value at ambient temperature	5.5 to 9.0
3	Biochemical Oxygen Demand (BOD ₅) in 5 days at 20°C, mg/ℓ, max.	250
4	Oils and grease, mg/ℓ, max.	10.0
5	Chloride (as Cl), mg/ℓ, max.	600
6	Sulfate (as SO ₄), mg/ℓ, max.	1,000
7	Boron (as B), mg/ℓ, max.	2.0
8	Arsenic (as As), mg/ℓ, max.	0.2
9	Cadmium (as Cd), mg/ℓ, max.	2.0
10	Chromium (as Cr), mg/ℓ, max.	1.0
11	Lead (as Pb), mg/ℓ, max.	1.0
12	Mercury (as Hg), mg/ℓ, max.	0.01
13	Sodium absorption ratio: (SAR)	10 to 15
14	Residual Sodium Carbonate, mol/ℓ, max.	2.5
15	Radio active material: (a) Alpha emitters, micro curie/mℓ (b) Beta emitters, micro curie/mℓ	10 ⁻⁹ 10 ⁻⁸

(3) 沿岸地域への産業および生活排出物に関する許容限度

No.	要 因	許 容 限 度
1	Total Suspended Solids, mg/ℓ, max. (a) For process waste waters (b) For cooling water effluents	150 Total suspended matter content of influent cooling water plus 10 per cent.
2	Particle size of - (a) Floatable solids, max. (b) Settlable solids, max.	3 mm 850 micro m.
3	pH range at ambient temperature	6.0 ~ 8.5
4	Biochemical Oxygen Demand (BOD ₅) in 5 days at 20°C, mg/ℓ, max.	100
5	Temperature, max.	45°C at the point of discharge
6	Oils and grease, mg/ℓ, max.	20
7	Residual Chlorine, mg/ℓ, max.	1.0
8	Ammonical Nitrogen mg/ℓ, max.	50.0
9	Chemical Oxygen Demand (COD) mg/ℓ, max.	250

No.	要 因	許 容 限 度
10	Phenolic compounds (as phenolic OH) mg/ℓ, max.	5.0
11	Cyanides (as CN) mg/ℓ, max.	0.2
12	Sulfides (as S), mg/ℓ, max.	5.0
13	Fluorides (as F), mg/ℓ, max.	15
14	Arsenic (as As) mg/ℓ, max.	0.2
15	Cadmium (as Cd) total, mg/ℓ, max.	2.0
16	Chromium (as Cr) total, mg/ℓ, max.	1.0
17	Copper (as Cu) total, mg/ℓ, max.	3.0
18	Lead (as Pb) total, mg/ℓ, max.	1.0
19	Mercury (as Hg) total, mg/ℓ, max.	0.01
20	Nickel (as Ni) total, mg/ℓ, max.	5.0
21	Selenium (as Se) total, mg/ℓ, max.	0.05
22	Zinc (as Zn) total, mg/ℓ, max.	5.0
23	Radioactive material	
	(a) Alpha emitters, micro curie/mℓ, max.	10 ⁻⁸
	(b) Beta emitters, micro curie/mℓ, max.	10 ⁻⁷
24	Organo-Phosphorus compounds	1.0
25	Chlorinated hydrocarbons (as Cl), mg/ℓ, max.	0.02

(4) 内水面へのゴム工場からの排水物に関する許容限度

No.	要 因	許 容 限 度	
		工場タイプ I	工場タイプ II
1	pH value at ambient temperature	6.5~8.5	6.5~8.5
2	Total suspended solids, mg/ℓ, max.	100	100
3	Total solids, mg/ℓ, max.	1,500	1,000
4	Biochemical Oxygen Demand (BOD ₅) in 5 days at 20°C, mg/ℓ, max.	60	65
5	Chemical Oxygen Demand (COD) mg/ℓ, max.	400	400
6	Total Nitrogen, mg/ℓ, max.	300	60
7	Ammoniacal Nitrogen, mg/ℓ, max.	300	40
8	Sulfides, mg/ℓ, max.	2.0	2.0

(5) 内水面への繊維工場からの排出物に関する許容限度

No.	要 因	許 容 限 度
1	pH value at ambient temperature	6.5~8.5
2	Temperature, °C, max.	40 measured at site of sampling
3	Total suspended solids, mg/ℓ, max.	50
4	Biochemical Oxygen Demand(BOD ₅) in 5 days at 20 °C mg/ℓ, max.	60
5	Chemical Oxygen Demand(COD)mg/ℓ, max.	250
6	Oils and grease, mg/ℓ, max.	10.0
7	Phenolic compounds(as phenolic OH), mg/ℓ, max	1.0
8	Sulfides, mg/ℓ, max.	2.0
9	Chromium total, mg/ℓ, max.	2.0
10	Hexavalent chromium, mg/ℓ, max.	0.5
11	Copper, total, mg/ℓ, max.	3.0
12	Zinc total, mg/ℓ, max.	5.0
13	Ammoniacal nitrogen, mg/ℓ, max.	60
14	Chloride(as Cl) mg/ℓ, max.	70

(6) 皮なめし産業からの排出物に関する許容限度

No.	要 因	廃水許容限度	
		内水地表水 への排出	海洋沿岸地域 への排出
1	pH value at ambient temperature	5.5~9.0	5.5~9.0
2	Total suspended solids, mg/ℓ, max.	100	150
3	Biochemical Oxygen Demand(BOD ₅) in 5 days at 20 °C, mg/ℓ, max.	60	100
4	Chemical Oxygen Demand(COD)mg/ℓ, max.	250	300
5	Alkalinity(as CaCO ₃)mg/ℓ, max.	750	not applicable
6	Chloride(as Cl), mg/ℓ, max.	1,000	not applicable
7	Hexavalent chromium, mg/ℓ, max.	0.5	0.5
8	Chromium total, mg/ℓ, max.	2.0	2.0
9	Oils and grease, mg/ℓ, max.	10.0	20.0
10	Phenolic compounds(as Phenolic OG) mg/ℓ, max.	1.0	5.0
11	Sulfides, mg/ℓ, max.	2.0	5.0

(7) CEAによる騒音レベルの代表的指標

地 域		音 量(dB(A))	
		民 間	夜 間
1	農村地域 (住宅)	50	40
2	郊外の病院 (住宅), 礼拝堂等	55	45
3	都市部 (住宅)	60	50
4	都市部* (住宅)	63	55
5	工業地域	70	60

*商業, 卸売り業または軽工業がいくらかある。

どいくつかの個別の業種別により詳細なパンフレットを発行している。これらには、業種の特性にしたがって、立地、水質、固形廃棄物、大気汚染、安全等の項目のもとで具体的なガイドラインが定められている。⁽²⁰⁾

(2) 申請・交付手続

法も規則も抽象的に環境汚染にかかわる廃棄物を排出するすべての者に対してライセンス取得義務を課しているにすぎないが、それに該当する者は、⁽²¹⁾ 実際上は関連事業者ということになる。これらの者は、その源となる各施設 (premise) 別に、規則の施行日またはライセンスを要するにいたる日のいずれか早い日の30日以上前に、所定の書式によりかつ手数料を支払い、CEAに対してライセンスを申請しなければならない。その書式は第2付則に定められている。これには事業者の氏名や投資額などの一般情報に加えて、製造工程、水、固形廃棄物、大気排出物、騒音、エネルギー、再利用、将来の事業拡張計画などの項目に沿って詳細な情報を記載することが要求される。その手数料は第3付則により新規・更新とも750ルピーとされる。

CEAは、この申請を受けた場合、申請者の負担により、施設の検査を行なう。その結果によって必要な条件を付して、ライセンスが交付される。その書式も規則第2付則に定められており、これにはその有効期限が1年であり、更新に際してはその失効日の1ヵ月以上前に行なうこと、⁽²²⁾ CEAが定め

る要件を遵守すること、さらにCEAの担当官による事前の予告なしの立入検査を受け入れるなどの一般条件が記載されている。

なお、1992年前半までの段階で約2700のライセンスが交付されているとい⁽²³⁾われる。

(3) ライセンス拒絶、停止および取消とそれに対する不服申し立て

CEAは、すでに与えたライセンスにつき、その条件違反などの事由のあるときは、その停止および取消を行なうことができるが、その前に、ライセンス取得者に対して停止ないし取消が行なわれるべきでないという理由を開示する機会を与えねばならない。ただし、環境が自然的要因により変化しましたはライセンスによる廃棄物の排出によりその利用が著しく損なわれている場合には、CEAはこれを行なうことなくこのような命令を出すことができる(規則第10条)。

CEAのライセンスの交付もしくはその更新の拒絶またはその停止もしくは取消に対しては、それにより損害を受けた申請者ないし保持者は、その日から30日以内に担当省次官に対して不服申し立てを行なうことができる。この場合、本人または代理人はその決定に関して意思表示を行なう機会を与えられる。次官はその決定につき、認容、修正および棄却のいずれの決定も行なうことができ、この決定は最終的なものとされ、CEAを拘束する(規則第11条)。

3. 環境質の規制

環境保護ライセンスとは別に、法第4B章は、「環境質」(Environmental Quality)として、内水(inland waters; 第23G-23H条)、大気(air; 第23J-23L条)、土壌(soil; 第23M-23N条)、騒音(noise; 第23P-23R条)、廃棄物(litter; 第23S-23U条)、内水の油濁(第33V条)などの環境汚染ないし公害を類型化⁽²⁴⁾し、これらの行為を刑事罰をもって禁止するとともに、主務大臣に対して、

環境質の確保という視点から、一定地域内において、一定の素材や施設の使用を禁止する権限を与えている（第23W条）。

この前提として、環境基準の策定とその定期的なモニタリングが不可欠であるが、現在のところ、包括的な基準の作成のための調査が行なわれている段階のようである⁽²⁵⁾。以下、この法律の規定について簡単に触れておこう。

(1) 水質

第23G条は、環境ライセンスによる場合を除き、法により定められた基準による以外に、スリランカの内水に対して廃棄物を排出（deposit or emit）してはならないと定める。この基準は前述のライセンスについて定められた排出許容基準と考えてよいであろう。

第23H条は、さらにこれをふえんし、水の物理的、科学のおよび生物的条件を人間の健康のみならず、動植物にとっても有害となるような汚染またはその可能性を生ぜしめる行為を禁止し、さらにこの行為を類型化して掲げている。この違反に対しては、1万ないし10万ルピーと違反の継続する期間1日につき500ルピーの罰金が科せられるとともに、裁判所の定める期間内にその改善を行なうことを要し、裁判所は、CEAがこれを行なった場合にはその費用を負担するように命ずることができる。裁判所は、違反日から6週間その是正が行なわれない場合には、CEAの事務局長の申し立てにより、その事業所の閉鎖命令をなすことができる。この命令の3日以後7日以内に強制執行が行なわれる。

(2) 大気

大気に関する規制は上記の水質の規制とほぼ同じである（第23J-23K条）。法は、さらに、自動車や船舶の排ガス規制を狙って、そのための法ないし規則の要求する防御措置を有していない車両や船舶の所有、利用、運用、建設および販売した者を、この法律の違反としている。すでにみたように、現在のところ、これらの排煙・排ガス規制については、基準値は存在するもの

の、具体的な規制は行なわれていない。

(3) 土壌

土壌に関する規制は、基本的には水と大気のそれと同じであるが、性質上その是正と閉鎖に関する規定はない⁽²⁶⁾。もっとも、農業等に関しては別に法律で規制されているはずであるし、その所定の承認された使用に関しては、土壌を著しく害するものでない限り、事前の免除が行なわれる（第23P条(3)）。

(4) 騒音

騒音の発生についてもライセンスの取得が要求され（第23Q条）、すでにみたようにこれに関する認容基準も一応定められている。法はさらに過度の騒音の発生を禁止し（第23P条）、その基準値を超える騒音の発生に対して、1万ないし10万ルピー（および継続期間1日につき500ルピー）の罰金を科している（第23R条）。

(5) 塵かい (litter)

CEAは、公的・私的を問わず、一切の場所での塵かいが公衆の健康、安全等または環境に有害であるないしその可能性があると考えるときは、その投棄の責任を負う者または関連公的機関に対して、書面による通知により、その除去または通知に定める処置を行なうように命ずることができる（第23S条）。塵かいの除去または処理に要した費用は、管轄裁判所において、CEAに対する債務として回収されることができ、この額はCEAの基金に振り込まれる（第23T条）。なお、この通知の要件に相当な理由なく従わなかった一切の者は、この法律違反とされる（第23U条）。

(6) 油濁防止

法は、スリランカ内水において、一切の油ないしその混交物の排出を禁止しており、その違反に対しては、1万ないし10万ルピーの罰金または2年を

超えない拘禁が科せられる（第23V条）。

4. 環境影響評価

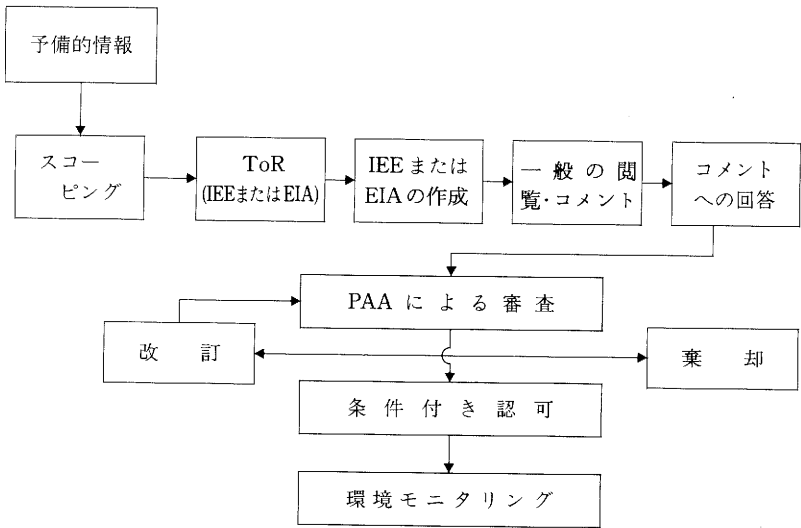
1988年改正法は、環境保護ライセンス制度および各種の環境汚染への刑事罰の採用と並んで、第4C章「事業計画の承認」による環境影響評価（Environment Impact Assessment）制度を導入した。この制度は、一定の指定事業計画（prescribed project）に関して、その提案者（project proponent）は、事業計画承認機関（Project Approval Agencies : PAA）に対して、その要求する初期環境調査報告書（Initial Environmental Examination Report : IEER）ないし環境影響評価報告書（EIAR）を提出して、その承認を得なければならない、とするものである（法第23Y-23FF条）。

環境影響評価に関しては、法の制定後、環境NGOやアメリカのUSAIDの積極的な働きかけによりその制度化が進められ、1992年1月に「国家環境（影響評価）規則」(National Environmental <Impact Assessment> Regulations) が制定された。しかし、この規則は環境影響評価手続きについては規定しているものの、その具体的な内容についてはなんら規定しておらず、現在CEAを中心にその検討が行なわれている⁽²⁷⁾。以下、この規則を中心にそのプロセスをみておこう（図10-2）。

(1) 事業計画承認機関（PAA）

環境影響評価に関しては、原則として各事業の監督機関が事業計画承認機関（Project Approval Agency : PAA）としてその承認権を有しており、環境影響評価はこの機関を中心に行なわれる。規則第1付則はこの機関としてCEA、政策企画実施省、土地・灌漑・マハヴェリ開発省、電力・エネルギー省、運輸・高速道路省、工業・科学・技術省、漁業・水産資源省、住宅・建設省、都市開発庁、外国投資委員会（旧大コロombo経済委員会）、沿岸保存局、地理調査局のほか主務大臣の指定する政府機関としている。もっとも、CEA

図10-2 EIA手続きの流れ



(出所) NAREPPの提供資料。

は承認手続きに関するガイドライン⁽²⁸⁾の作成や他機関の承認に関する同意権など、他の機関に比べて大きな権限を有している。承認機関の権限は、主務大臣の同意により地方機関に委譲されることができる。

(2) 指定事業計画

法は、政府部局、後者、特殊法人、地方政府、会社、商事組合または個人は一切の指定事業計画に対して承認機関からの承認を要求している（法第23AA条）。指定事業計画は第2、3および4付則にそれぞれ「一般」、⁽²⁹⁾「環境重点地域内に立地する工業」および「工業」という範ちゅうに分けて指定されている。この範ちゅうは包括的であり、およそすべての中規模以上の事業計画はその承認機関による承認を得なければならないと考えてよいであろう。

(3) 予備的情報の提供と調査項目の決定

関係する事業を計画する者は、承認機関に対して、CEA作成のガイドラインに従い、事業計画に関する予備的情報（Preliminary Information）を提供する（規則第6条）。承認機関は、それを受けた場合7日以内に書面でその旨記録するとともに、CEAと協議しかつそのガイドラインに従い、(1)それに初期環境調査報告書（IEER）または環境影響評価報告書（EIAR）の提出を要求するか、(2)その調査項目（Terms of Reference:ToR）の設定を目的として、スコーピング（Scoping）を行なう。承認機関は事前情報の記録後、後者の場合、IEERに関しては14日以内、EIARに関しては30日以内に ToRを作成し、事業提案者に提示する。承認機関は、環境スコーピング（Environmental Scoping）の結果、事前情報が十分にIEERたるに足ると考えるときは、それをIEERと認め、その提出以降の手続きを行なうことができる（規則第7条）。

(4) IEERまたはEIARの作成と審査手続き

IEERまたはEIARは、承認機関の提示したToRに従って作成される。IEERとは、規則によれば、「指定プロジェクトの環境面でのありうべき影響につき、その影響が重要であり、EIARの作成を必要とするか否かについて評価を行なうものであり、その報告書には、さらに明細、データ、地図、設計図その他主務大臣の定める事項が記載される」と定義されている。したがって、この報告書はいわばEIARの事前報告書というべきものであり、その審査手続きも簡単である。この報告書の提出のあったときは、承認機関は官報および英語、シンハラおよびタミル語の全国紙にその閲覧の日時および場所を記載して、30日以内に事業に関するコメントを招請する旨公告する（規則第8条）。これらのコメントについては速やかに事業提案者に提示され、事業提案者はそれに対する訂正と回答を文書で提出する（規則第9条）。この回答後7日以内に、承認機関は事業計画を条件付きで承認するか、理由を付してそれを不承認とする（同第10条）。

IEARとは、「提案された指定プロジェクトの環境結果の予測の分析報告書であり、環境費用効果分析がなされているときはその分析とプロジェクトの

説明を記載し、かつプロジェクトの可避的ないし不可避の環境への悪影響、より悪影響の少ない代替手段とその手段が採用されない理由、およびプロジェクトに要する不可逆または回復不能の資源に関する説明を含む」(同第23条)⁽³⁰⁾と定義されている。

この提出のあった場合には、承認機関は、14日以内にそれが上記 ToR に従って十分な情報を提供しているかどうか審査し、そうでない場合にはその改訂を要求することができる(同第11条)。この後、承認機関は、IEERの場合と同じ様式で、官報および全国紙上にそれに対するコメントを招請する。さらに承認機関は、必要な場合公聴会を開催した後、これらのコメントを事業提案者に提示し、それに対する提案者からの書面での訂正ないし応答の後30日以内に、条件付きで承認するか、理由を付して不承認とする。

この承認の有効期間は24カ月であるとされる(同18条)。承認機関は、CEAに対して承認を行なった各プロジェクトに関する報告書を提出しなければならない(法第23FF条)。

(5) 事業計画の変更

承認された事業計画の変更またはその実施の延期に関しては、事業者は承認機関にその旨通知する義務を負い、変更に関しては必要な場合新規の承認を得なければならない。この場合承認機関はCEAと協議して補充報告書の内容と様式を定める。承認機関はCEAに事業計画の変更または廃止につき通知する義務を負い、変更の際の新規承認についてはその同意を得なければならない(規則19条)。

(6) 決定に対する不服申し立て

承認機関が事業計画の実施を不承認とする場合には、それにより損害を蒙る者は、次官に対して不服申し立てを行なう権利を有する。次官は、7日以内に申し立て者に聴聞の機会を与え、その30日以内にその決定の認容、修正または取消を行なうことができ、承認機関はその決定を実行しなければならない

ない（同15条）。

V 環境被害に対する救済

環境被害に対する救済に関しては、行政による救済、刑事罰による規制と民事救済に分けられる。

1. 行政救済

これまで述べてきた国家環境法上のさまざまな規制は、環境被害に対する予防的な措置として位置づけることができるが、これとともに、環境ライセンスの停止や取消は、その条件や法定の排出基準違反に対してなされる限り、環境汚染に対する行政的サンクションとすることができる。また、環境質の維持とその汚染に対する裁判所による事業所の改善命令および閉鎖命令や罰則の強化は、環境破壊の予防・被害者の救済という両面において大きな役割が期待される。

CEAはライセンスの停止や取消の権限さらには事業所の改善・閉鎖命令の申し立てなどにおいて中心的な役割を演じている。また、このような権限の行使を容易ならしめるため、CEAは事業所への立入検査権や関係者に対する損害防止措置の指示権を与えられている（法第24A, 24B条）。これらの権限は、法には規定のないものの、実際には被害者からのCIAに対する非公式な申し立てによって開始されることが多いと考えてよいであろう。

このようなCEAないしその他の政府機関の決定に対して、被害者ないしNGOが争うことができるかどうかについては、Kandalama事件がある。この事件は、景勝地カンダラマのホテル建設に対する国有地リースについて、環境団体が環境保護の視点から、その環境影響評価につき問題があるなどを理由として、土地・灌漑・マハベリ開発省に対してその承認決定差止めを求

めたものである。この申し立てにつき、控訴裁判所は、本訴が決定されるまで停止命令を出している。⁽³¹⁾

2. 刑事罰

すでにみたように、1988年の国家環境改正法は、環境質の維持に関して、内水、大気、土壌、騒音、塵かいさらに油濁による環境汚染に関して最高刑2年の拘禁または10万ルピーの罰金を科すと定めており、事業所の改善・閉鎖命令と並んで、汚染者に対して厳しいサンクションを科している。これとは別に、都市開発庁法や海岸保存法や土壌保存法などの関連立法にも、さまざまな罰則が定められている。

環境犯罪は、この他にも、刑法典に定める犯罪に該当する限りそれにより処断されるが、特に重要なものとしては刑事訴訟法典第9章に定める「パブリック・ニューサンス」に関する規定（第98—106条）がある。これらの規定は、大まかにいうと、マジストレートに、道路、港湾、河川その他の公共の場での障害やニューサンス等の場合その原因となるものを除去するための命令権を与え、その命令違反について刑事罰を科することにより、公害（ニューサンス）を規制しようとするものである。

3. 民事救済

民事上の救済としては、先述の行政救済に加えて、上記のマジストレートに対するニューサンスの救済の申し立ては、いわば差止め命令の申請と考えることができる。また、より一般的には、不法行為（delict）に対する損害賠償がある。スリランカでは、不法行為に関する一般制定法は存在せず、その内容は判例法によるが、その不法行為法はローマン・ダッチ法の影響を受けているが、イギリス法の影響も大きい。例えば、無過失責任（厳格責任）に関する著名なReyland v. Fletcher caseは、スリランカでも採用されている。⁽³²⁾

らに制定法により厳格責任が定められている場合もあるといわれる。このような場合を除けば、過失責任が原則である。

訴訟形式として、ローマン・ダッチ法により、財産侵害に対する *Acquilian Action* と対人侵害訴訟である *actio injurium* に分かれるが、損害賠償額については、前者が当該財産の対価たることを原則とするの⁽³³⁾に対し、後者については、慰謝料や逸失利益についても認められる。

VI 若干の展望——おわりにかえて

以上、国家環境法を中心にして、スリランカの環境法と環境行政について概観してきた。そこでは環境問題の実態についての検討は省略せざるをえなかったが、スリランカの環境問題は、人口増とプランテーションを含む農業の拡大による森林資源の破壊と土地問題、工業化の過程での大気汚染や水質汚染、さらに急速な都市化が招来する交通公害、スラム化やゴミ処理問題などの都市公害など、およそすべての環境問題が凝縮されている。このようないわば環境問題の重層化現象は、スリランカのみならず、第三世界・発展途上国共通のものといえることができるであろう。

環境問題の深刻化に対して、スリランカ政府は、海外の援助機関や国内・国外の環境NGOと協力しながら、「持続的発展」をめざして、環境法制の整備を進めてきた。1988年国家環境法の改正と現在進行しつつある環境影響評価制度の確立の過程はその一つの到達点としてみることができよう。しかし、経済発展と環境の調和という課題は、発展途上諸国の最大かつ緊急に解決を要する環境問題が貧困であり、それを解決するためには発展・開発が不可避であるという前提に立つならば、先進諸国における環境問題とは比較にならないほどの困難なものであるといわなければならない。

1980年代末から構造調整の一環として経済体制の市場化・規制緩和が押し進められている。この結果として国営工業企業の環境汚染が表面化し、この

問題を市場化により解決しようとする動きもみられる。確かに、環境問題をこれまでの規制システムばかりでなく、汚染そのものの（逆）商品化という課徴金や排出料という市場レベルで解決を図ることは、そのような評価システムの完成された先進諸国では有効であろう。しかし、これを欠いているスリランカのような国においては、このような規制緩和政策は環境汚染を野放しとする危険性も大きい。

さらに、この規制緩和と外資の優遇措置は、先進諸国や中進国の公害企業を呼び寄せる結果ともなりかねない。現在のところ、外資管理機関である外資委員会（Foreign Investment Board、旧拡大コロンボ経済委員会）は、公害企業の規制を強化しつつあるといわれるが、その管轄下にある企業がCEAの規制を受けないとされていることは、環境NGOの強く批判するところである。環境被害のところで紹介したKandalama事件は、外貨獲得の目玉とされる観光業と環境保護の相克を浮き彫りにしている。

より原理的に考えてみても、開発という過程は、必然的に環境の改変を意味するのであり、その限りで環境問題を引き起こさざるをえない。そうである限り、環境NGOやそれによってたつCEAと開発当局や事業を行なう企業との間には、環境が開発かをめぐって常に緊張関係を有しているということになる。この場合、環境問題や「持続的発展」が今や単に一国の問題ではなく人類普遍の問題であることを考えれば、これらの諸国に対する公的援助のみならず民間投資に対しても、援助国ないし投資国政府は、この相克に悩む受入国とは別に、より厳しい監督責任を課せられているということができよう。

〔注〕

- (1) スリランカにおける環境問題については、邦文文献としては中村尚司「スリランカ：環境と過剰開発」（藤崎成昭編『発展途上国の環境問題——豊かさの代償・貧しさの病——』アジア経済研究所 1992年所収）のほか、技術問題について、K・D・アッタナヤケ「スリランカにおける産業公害防止」；H・L・スシリパラ「スリランカにおける産業公害防止」（『アジア太平洋諸国の産業公害防止の現状』

日本生産性本部海外技術協力部（1990年所収）を参照することができた。

- (2) Ministry of Environment and Parliamentary Affairs (MEPA), *National Environmental Action Plan (NEAP)*, 1992-1996, Oct. 1991.
- (3) *Sri Lanka, National Conservation Strategy*, Dec. 1988. 参考のためその章別の構成をここで掲げておくと、以下のとおりである。第1章序、第2章国土の物理的特徴、第3章人口の特徴、第4章非再生資源、第5章再生資源、第6章森林、第7章野生、第8章遺伝資源、第9章海岸資源体系、第10章土地利用、第11章人間の居住環境、第12章家屋、第13章農業システム、第14章漁業、第15章エネルギー、第16章工業、第17章文化資源、第18章保存に対する制約、第19章保存の制約の除去、第20章行動計画、第21章戦略の実施。
- (4) Central Environmental Authority (CEA), *National Conservation Strategy, Draft Action Plan*, Nov. 1990.
- (5) MEPA, *NEAP*, p. v.
- (6) 現地調査（1992年9月末）の段階では、土地利用についてのドラフトが最終段階にあることが確認されている。
- (7) コロンボ市の水質汚染とその管理をめぐる問題については、最近 Environment Foundation Ltd. より包括的な報告書が公表されている。Kamini Meedeniya Vitara & Dushayantha Peter, *Justice for City Waters: A Study of Urban Water Pollution*, EFL, 1992.
- (8) 後述するように、1992年9月末の段階では、その内容に関するガイドラインはまだ制定されていない。
- (9) Malcolm Forbes Baldwin, *Environmental Laws and Institutions of Sri Lanka, Assessment for USAID*, Colombo, 1988, p.11, によれば、1988年当時は、CEAの監督省はMinistry of Local Government, Housing and Constructionであった。
- (10) 1990年の環境ライセンス規則では同省次官がその不服申し立ての受理権限を有していたが、同年7月の改正により担当省次官すなわち環境・議会省次官に改められている。この省は環境専門家をほとんど有しておらず、*NEAP*が出された当時、投資計画についてはほとんど環境面での指針を提供していない。MEPA, *NEAP*, p. 88.
- (11) 同上書, p.91
- (12) 国家環境法第8条は、会議は原則として長官を議長として、2人の定足数により成立すると定める。
- (13) この職は、1988年法により、General Managerに替わって新設された。
- (14) Central Environmental Authority (CEA), *Corporate Plan 1992-1996*, p.4.
- (15) 同上書, pp.15-16.

- (16) もっともこの指導原則は、「国会、大統領および内閣が、正当かつ自由な社会の確立のために法を制定しおよび統治を行なう際の指針を与えるものである」(同2項)とされており、必ずしも国民にその「権利」を与えているものではないと解釈されている。
- (17) その章別構成は、第1章中央環境庁および環境協議会の設置、第2章庁の権限、機能および義務、第3章庁の職員。第4章環境行政、第5章総則となっている。
- (18) Central Environmental Authority (CEA), *Guide to Obtaining Environmental Protection Licence*, (N.D.).
- (19) なお、これとは別に、CEAは騒音に関しても典型的な騒音レベルとして騒音基準についてのガイドラインを定めている。これに関しても表10-2に掲げておく。
- (20) 具体的な基準値はおおむね規則の付則によっているが、アグロベイス工業のそれにみられるように、1983年に設けられたスリランカ飲用水基準を遵守するように命ずるものもある。
- (21) 法文上は単なる生活レベルでの汚染源も規制の対象となるはずであるが、以下にみるように規則にふさされている「書式」は明らかに事業者を前提としている。
- (22) 規則第9条。更新のための書式は第2付則書式Cに定められている。
- (23) CEAからのヒアリングによる。
- (24) ここで、内水 (inland water) という語が使用されているのは海岸および海洋については、すでにみたように海岸保存法や海洋汚染法により規制されるからであると考えられる。
- (25) オランダ政府の援助によりなされたCentral Environmental Authority (CEA), *Environmental Quality Standards and Designation of Water Use in Sri Lanka*, prepared by BKH Consulting Engineers, 1992, USAIDの援助により行なわれたNAREPP/IRG, *Moter Vehicle Pollution Control in Sri Lanka: A Preliminary Strategy for Progress in Colombo*, 1992, およびカナダ政府の助成により行なわれたKamini Meedeniya Vitara & Dushayantha Peter, 前掲書等がある。なお、Central Environmental Authority (CEA), *Corporate Plan 1992-96*, pp.6-7によれば、すでにスリランカ基準院 (SLSI) は、内水への産業排出物の許容限度、海岸水への産業・家庭排出物の許容限度、公的水道のための原水として使用される内表水に関する許容限度、汚染海岸水に関する許容限度、灌漑目的での土地への工業排出物に関する許容限度、ゴム工場からの排出物に関する許容限度、皮なめし工場からの排出物に関する許容限度、硫酸プラントからのガス排出に関する許容限度、公共下水道への産業排水に関する許容限度や騒音基準等を設定しているといわれる。
- (26) 日本の経験からいえば、土地保存や土壌改良の過程がこれにあたるが、法には

これに関する規定はない。スリランカでは1951年の土壌保全法が所有者のさまざまな土壌保全義務を定めているが、この法律は管轄局が錯綜していることもあり、実効性に乏しいという批判がある。

- (27) 法改正以前にも環境影響評価は1984年以降なんらかのかたちで制度化されているようであり、この規則制定以前から少なくとも公共プロジェクトについては環境影響評価が実施されている。*NAREPP News*, Vol.1, No.1, Winter 1992には8プロジェクトが、同Vol.1, No.2 (1992, 2nd Quarter)には10プロジェクトが、実施中であることが報告されている。改正前における環境影響評価の概要に関しては国際協力事業団・国際協力総合研修所『アジア・太平洋諸国の環境影響評価(EIA)』1989年1月、199~215ページ参照
- (28) 1992年9月末末現在このガイドラインは作成されていない。92年5月にR. B. SmytheがCEAのために作成したそのドラフトによれば、その構成は、A. 総論、B. 定義、C. 環境影響評価と事業計画、D. 環境影響評価報告書、E. EIA資料に関する審査とコメント、F. 環境決定、G. 権限の委譲、H. 付表となっている。
- (29) “Environmentally Sensitive Areas”.これに関しては規則第5付則に、環境保護地域など詳しく定められている。
- (30) NAREPPにより提供された報告書モデルの構成は、1. 要約、2. 目次、3. 事業内容、4. 環境への影響、5. 関連法規、6. (環境悪影響への)緩和措置、7. モニタリングと評価、8. 機関相互間の調整と公的参加、9. 作成者リスト、10. 付表と参考資料となっている。
- (31) *Biosphere*, [Quarterly Bulletin of the Environmental Foundation Ltd.], Vol.8, No.2, June 1992.
- (32) L. J. M. Cooray, *An Introduction to the Legal System of Sri Lanka*, Lake House Investments Ltd., 1972, pp.14-15.
- (33) Ruana Rajepakse, *An Introduction to Law in Sri Lanka*, Colombo, Mq.Ruana Ragepakse, (N.D.), p.85-86.